

広島県告示第五百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年三月二十三日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
西下北二（一八四二一一） 崩壊急傾斜地の	広島県三原市高坂町真良地内	表区域 示の	表区域 示の
西下北二（一八四二一一） 崩壊急傾斜地の	区域の名称	区域の名称	区域の名称
西下北二（一八四二一一） 崩壊急傾斜地の	の自然現象の発生原因となる自然現象の発生原因となる	の自然現象の発生原因となる自然現象の発生原因となる	の自然現象の発生原因となる自然現象の発生原因となる
次の図のとおり	三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域の 定令に害等土砂二示 め第（一）関防に砂 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法 号	三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域の 定令に害等土砂二示 め第（一）関防に砂 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法 号	三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域の 定令に害等土砂二示 め第（一）関防に砂 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法 号

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。